習志野市農業委員会総会議事録

平成２８年第４回習志野市農業委員会総会は平成２８年４月２１日（木）ＪＡ千葉みらい習志野支店２階会議室で開催した。

１．開催時刻　　午前　９時より
１．委員の出欠席　　１７名中　　１５名出席　　欠席　１名
※　１５番は欠番

委員氏名　（網掛けは欠席委員）

１番　三代川　正夫	２番　三橋　喜左衛門	３番　三代川　彦博
４番　合間　正秋	５番　立崎　誠一	６番　伊東　壽
７番　三橋　武夫	８番　葛城　芳一	９番　相原　和幸
１０番　伊藤　和彦	１１番　飯生　良	１２番　田久保　征夫
１３番　小川　孝雄	１４番　荒原　ちえみ	

会　　長　　廣瀬　　博
会長職務代理者　　飯生　正己

１．議事録署名人　　３番　三代川　彦博　　４番　合間　正秋

１．議案審議結果
上　程　　５件　　承　認　５件　　不 承 認　０件　　審 議 未 了　０件
１．閉会時間　　午　前　　１０時３０分
１．議案案件
議案第１号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請書について
議案第３号　平成２８年度習志野市農用地利用集積計画第２号（案）について
議案第４号　生産緑地のあっせんについて
議案第５号　下限面積の設定について

報告案件
報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について
報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

議　長	平成２８年 第４回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席委員１３番、小川　孝雄委員より欠席の報告をいただいています。 よって１名の欠席者と　１名の欠員を含め１７名中 １５名の出席であり、本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第２６条の規定により 議長より指名させていただきます。 ３番 三代川　彦博委員　４番 合間　正秋委員の両名を指名いたしますので宜しく、お願いいたします。 本日の議案の上程件数は５件、報告案件が２件でございます。 なお、平成２８年度、新年度ということで事務局職員の 人事異動があり職員の紹介を事務局長にお願いいたします。
事務局長 職員	・・・・・事務局長　職員紹介・・・
議　長	ここで総会に入る前に、２８年度 農政関係予算の説明を 本年４月１日の市の組織改正により農政課から 協働経済部　産業振興課となりました。 産業振興課より農政関係予算の説明をした後 農業委員会の予算の説明を求めます。 その後、総会の審議に入りたいと思いますが宜しいでしょうか。
各委員	・・・・・　異議なしの声・・・・・
議　長	それでは、産業振興課の職員が待機していますので、 事務局は職員を案内してください。 産業振興課・農業委員会の平成２８年度 予算説明が終わるまでの間、暫時休憩いたします。

産業振興課職員	・・・・産業振興課農政係予算説明
事務局長	・・・・農業委員会予算説明
議　長	産業振興課・農業委員会予算の説明も終わりましたので 休憩前に戻り会議を続けます。 それでは、事務局より 議案第１号　農地法第４条の規定による許可申請について 議案の朗読をお願いします。
事務局長	議案第１号 農地法第４条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第２６条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。 平成２８年４月２１日提出 １　申請地の所在、面積 　習志野市●●●丁目●●●●番●　　●●●㎡ ２　転用計画 　専用住宅　１棟 ３　申請者住所、氏名 　習志野市●●●丁目●●番●●号　　●●　●●
議　長	これより、議案第１号の現地調査報告を６番　伊東　壽委員よりお願いします。
伊東壽委員	議案第１号「農地法第４条の規定による許可申請について」調査報告をさせていただきます。 調査は、平成 28 年 4 月 14 日に廣瀬会長他、農業委員 14 名と事務局職員 2 名の計 17 名で実施をいたしました。 場所につきましては案内図にありますとおり、●●●●●●●●●●に隣接し

	たところでございます。 今回の申請地は、平成●●年第●回総会において「●●●●●●●●●●●●●●●●●」があり現地調査を行った農地でございます。 今回その土地に自己用専用住宅の建築をするものです。 当該土地は住宅地に隣接しており、また道路沿いで、かつ上下水道管・ガス管も隣接しているため、特に問題はないものと確認しております。 また、隣接する自己所有の農地についても●・●●●●●さんの農業を手伝うと聞いております。 以上、議案第１号の調査報告とさせていただきます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
議　長	伊東　壽委員、調査報告ご苦労様でした。 続いて、事務局より詳細な議案の説明をお願いします。
事務局長	・・・・資料により詳細な説明・・・・
議　長	次に議案第１号の審議に入ります。 議案第１号について、ご意見、ご質問等の有る方は挙手願います。 ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 議案第１号　農地法第４条の規定による許可申請について 賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。 全員を持ちまして、議案第１号は可決いたしました。 事務局は、千葉県知事へ進達をお願いいたします。 続きまして、議案第２号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請書について、事務局より議案説明を求めます。 なお議案第２号は、農地法第５条の許可後の計画変更です。 議案の朗読と説明を事務局よりお願いします。 それでは、事務局お願いします。
事務局長	議案第　２　号 農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請書について 平成●●年●月●●日付け千葉県千農指令第●●●号－●、第●●●号－●, で●●●●●●（●●）として農地法第５条の規定による許可を受けた、習志野市

	●●●丁目●●●番、●●●番、●●●番、●●●番の４筆の農地（●） ●●●●㎡に係る当初計画を変更するにあたり、県への送付について審議を求める。 平成２８年４月２１日提出 変更理由 ●●の●●●●●●●●のうち●●が完成し、残りの●●については現在建築を進めている状況である。 工事期間の変更理由については、契約者の健康上の理由から遅れる事態となってしまったため期間を延長するものです。 申 請 者 習志野市●●●●丁目●番●●号 ●●●●●●●●●●●　●●●●●　●●　● 変更内容　工事期間の変更 工事期間 変更前（着工日●●年●月●●日　完了日　●●年●月●●日） 変更後（着工日●●年●月●●日　完了日　●●年●月●●日）
議　長	事務局、ご苦労様でした。 議案第２号の審議に入ります。 ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。 相原委員何かございますか。
相原委員	特にありません。
議　長	飯生職務代理どうぞ。
職務代理	ここはあれですかね、改めて●●●●●●●●●●●は考えてはないんですかね
事務局長	そこにつきましては、●●●●●●●も●●●●●●●●ということで、●●●●●います。 こちらも開発の方でそういった許可を取ってございます。それと農転の許可も取

	っておりますので、許可をすぎればそういうことでございます。
議　長	他に、ご質問などなければ、採決に入ります。 議案第２号の 農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請書について 採決いたします。 議案第２号について、賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員を持ちまして、議案第２号は可決いたしました。 事務局は、千葉県知事へ計画変更承認の進達をお願いいたします。 続きまして、議案第３号の案件に入ります。 それでは事務局、議案第３号 平成２８年度 習志野市農用地利用集積計画２号（案）について 事務局より、議案の朗読を求めます。
事務局長	議案第３号 平成２８年度習志野市農用地利用集積計画第２号（案）について 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第 2 号（案）の提出があったので意見を求める。 平成２８年４月２１日提出 １　申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●●番　●、●●●㎡ ２　権利の内容　使用貸借権設定 ３　申請者住所、氏名 譲受人　習志野市●●●丁目●番●号　●●　●● 譲渡人　習志野市●●●丁目●番●●号　●●　●● 以上でございます。
議　長	事務局ありがとうございました。

	この案件につきましては、皆さまにご協力いただきました、 １月１日現在の農地基本台帳の調査・整備に伴い農用地のアンケート調査によるもので、本年第１号かと思いますが。 農業委員会で縁組をしたということでよろしいんですよね。 事務局いかがですか。
事務局長	はい、そのとおりでございます。 １２月末に農地基本台帳の配布とアンケート調査も併せてお願いをしました。 規模縮小『農地を売りたい・貸したい』・規模拡大『農地を借りたい・買いたい』と思っている方を対象に習志野市農業委員会が仲介役として農地の貸し借り・売り買いの調整を行っています。 そういった中で、●●●●さんは農地を借りたい、●●●●さんは農地を貸したいとそれぞれの意向があり、今回の案件となりました。
議　長	事務局ありがとうございました。 それでは、議案第３号の現地調査報告を６番　伊東　壽委員よりお願いします。
伊東壽委員	議案第３号「平成２８年度習志野市農用地利用集積計画第１号（案）」について、調査報告をさせていただきます。 今回は新規の農用地利用集積計画のため現地調査を行いました。 調査は、平成 28 年 4 月 14 日に廣瀬会長他、農業委員 14 名と事務局職員 2 名の計 17 名で実施をいたしました。 場所につきましては、案内図にもありますとおり、●●●●●●から●●●●ほどの場所にあり、周辺には農地が拡がっております。 貸し手の●●●●さんにつきましては、●●歳と高齢のため規模縮小を考えており借り手を探しておりました。 また、借り手の●●●●さんにつきましては、耕作する農地を希望しておりましたので、農用地利用集積計画として出されたものです。 ●●●●さんにつきましては、認定農業者で●●歳と若く、習志野市●●●●●●にも加入していると聞いております。 ●●●●さんは、枝豆などの野菜を作付するとのことでした。 以上で、状況調査報告を終了いたします。、 皆様で宜しくご審議のほど、お願い致します。
議　長	伊東　壽委員、調査報告ご苦労様でした。 続いて、事務局より詳細な議案の説明をお願いします。

事務局長	・・・・資料により詳細な説明・・・・・
議　長	借受者の地元委員である三代川　彦博委員何かございますか。
三代川彦博委員	●●●●さんにつきましては、農業委員会で●●●●の●●等でもいろいろ審議等していただいたとおり、●●●●の●●に関していろいろ経緯があり生産関係が出来なかった時期が４年間程ありまして、ここにきて利用集積をすいるということは、意欲がわいてきたということですので、元もと一生懸命やられてきた人なのでなんら問題はないと思います。 もっと利用集積を活用していただければと思います。以上です。
議　長	三代川　彦博委員、ありがとうございました。 今の説明にもありましたが、期間が１年ということで短期ですが、４年間で程農業から離れていたということもあって慣らし期間かなとも思ったのですが事務局いかがですか。
事務局	そうですね。●●●●さんにも立ち会いをしていただきまして、何を栽培するのかとお聞きしましたら枝豆などそさいを栽培するということでした。 期間は●年ということでしたが、三代川委員もおっしゃったとおり、今後もここでやっていただけると期待はしております。 事務局で一番困ることは、借り手がいなくて農地が荒れてしまうことなので、そこに限らずやっていただいて増やしていただければと思います。
議　長	第３号議案について、質問等がありましたら挙手願います。 荒原委員いかがですか。
荒原委員	このような制度はいいなと思いました。 アンケートによって、貸したい、借りたいという方々のご意見を吸い上げてドッキングしていくという形で今後も増えて行ったらいいなと思います。
議　長	ありがとうございます。 他にありますか。立崎委員どうぞ。
立崎委員	認定農業者というのは、普通の農業をされている方と違いはあるのですか

議　長	事務局説明をお願いします。
事務局長	･･･認定農業者について説明・・・
議　長	他に質問等が無ければ、採決に入ります。 議案第３号の 平成２８年度　習志野市農用地利用集積計画第２号（案）について、 同意される方の挙手を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして、議案第３号は承認されました。 続きまして、議案第４号　生産緑地のあっせんについて を議題といたします。 事務局より、議案第４号の朗読をお願いします。
事務局長	議案第４号 生産緑地のあっせんについて 所在地 習志野市●●●●●丁目●●●番●の一部　（●●●．●●●㎡） 習志野市●●●●●丁目●●●番●　（●●㎡） （●●●●●●生産緑地地区） 申請者 ●●●●●●丁目●番●号　●●　●●● 面　積　●●●．●●●㎡　（約　●●●坪） 買取希望価格 希望額　●●，●●●，●●●円 ㎡単価　●●●，●●●円 坪単価　約●●●，●●●円 用途地域　●●●●●●●●地域　（建ぺい率●●％、容積率●●●％） 当初の申し出事由（生産緑地の主たる従事者の証明） 平成●●年第●回総会（●月）において、議案第●号で生産緑地に係る

	農業の主たる従事者についての証明願の申請を受け審議した結果、許可相当と決したので証明書を発行した。 期　限　　平成２８年５月２７日（金）までに回答 生産緑地法第１０条の規定に基づき、平成●●年●月●●日付けにて、所有者より市に対して生産緑地の買取申出がなされ、市及びその他の公共団体等において買取希望がありませんでした。 よって、同法第１３条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるようにあっせんに努める必要があることから、農業委員会及び ＪＡ千葉みらい習志野支店にあっせん依頼が来たものです。 次回、５月の総会であっせん結果の報告を求めることになります。
議　長	この案件につきましては皆様で地域に持ち帰り買取申出者がいるか確認いただき、来月の総会で結果の報告を求めることになりますのでよろしくお願いいたします。 続きまして 議案第５号の『農地の下限面積の設定』について 事務局より、議案を読み上げてください。
事務局長	議案第５号 農地の下限面積の設定について 平成２１年１２月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなっており、また、「農業委員会の適正な事務実施について」が平成２２年１２月２２日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。 このため、下限面積の設定について以下のとおり提案いたします。 （下限面積）　・現　行　　３５アール 　　・提　案　　３５アール 《提案理由》 農地法施行規則第１７条第１項第３号の規定により、農業委員会が定めようと

	する別段の面積は、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が全体の４割を下回らないように算定することとされている。 ２０１０農林業センサスより、習志野市内で４０アール以上の農地を所有し、露地野菜等を耕作している農家数は６割を超えることが予測されるため、３５アールが妥当であると判断し、提案するものです。 なお、平成２２年より下限面積を３５アールで設定し、以後の変更はありません。
議　長	事務局、ありがとうございました。 事務局この議案の詳細な説明をお願いします。
事務局長	・・・資料により説明・・・・・・・・
議　長	只今、事務局より説明がありましたが、 この件について、ご意見・ご質問のある方は挙手願います。 立崎委員どうぞ。
立崎委員	この基準以下とか基準をクリアーしているからという関係で優位とか不備とか何かあるんですか。
事務局長	これは、毎年農家台帳ということで農地の修正をしていただきます。 ３５アール以上持っている方については、含めてもいいんですけれども規模経営を拡大できます。 ただ、その未満の方については新たに取得するところを含めて３５アールないと農地は取得できません。そういった縛りはあります。 こちらにつきましては、新規就農ということも考えて行かなければならないということで、あまりハードルを高くしてしまうと習志野は地価が高いので、それほど第三次産業はないのですが、新規参入をはばむということになるので。 立崎委員の質問につきましては、新たに買うものを含めて３５アールないと農地は買えないということです。それでその基準以上あれば農地を買えることになります。もう一つ、法律は難しくて借りていても経営面積がありますので、３０アール借りていてあともう１０アール借りたいというのもできます。 実経営面積が３５アールということです。
議　長	荒原委員どうぞ。
荒原委員	毎年確認していくものなんですか。

事務局長	はい、毎年見直しが必要です。 議案第５号のところで、農業委員会は毎年下限面積の設定又は修正の必要性について審議するということとなっています。 今回は修正の必要性はないということでの提案となります。
議　長	質問等が無ければ、採決に入ります。 議案第５『農地の下限面積の設定』について 習志野市の下限面積を３５㌃に定めることに賛成の方は 挙手願います。全員の賛成を持ちまして、 議案第５号は、原案のとおり承認されました。 次に、報告第１号及び第２号の 「農地転用届出書の受理通知等について」 すでに報告書はご覧いただいていることと思いますが 何かご質問等がございましたら挙手願います。 他に何かございませんか。 ないようでしたら、これをもちまして、 平成２８年第４回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。